

「困ったなあ」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

「答えます」

妻の浮気相手を懲らしめてやりたいです。



恥ずかしい話ですが、妻に浮気され、なにぶん田舎なので、地元の弁護士には相談に行けず、先生の所に伺った次第です。

結婚して10年になり、子供が一人います。東京での学生時代に知り合い、私が一目ぼれし、押しの手で結婚に至りました。都会育ちなのに縁もゆかりもない私の地元に来てくれ、近くに住む両親の面倒もよく見てくれました。両親が相次いで亡くなり、子供も学校で、家にも暇なので、派遣登録をして出るようになりました。そのうちになんとなく様子がおかしいと気づき、スマホをチェックして確信を得たところで車で尾行した

ら、男と落ち合って同乗し、ホテルに入りました。出てきた後、妻を私方近くで落としたのでその後もつけて、男の名前も住所も分かりました。

できるだけ冷静に妻にただすと、尾行したことに少し憤慨したようですが、付き合ってから2年になること、相手も妻子持ちで互いに離婚して一緒になるつもりはないとのこと。今後会わないかと聞くと、ばれた以上は仕

方がなく相手も面倒なことになるのは嫌だろうから、もう会わないと答えましたが、信用はできません。子供もいるし、私も離婚をするつもりはないのですが、ただ相手の男は懲らしめてやりたい。慰謝料は請求したいのです。内容としては200万円の一括払い、謝罪と二度と会わないことを書面に書いてもらうということはできませんか？

夫婦の関係修復を望むなら、奥さまとよく話し合ってください。



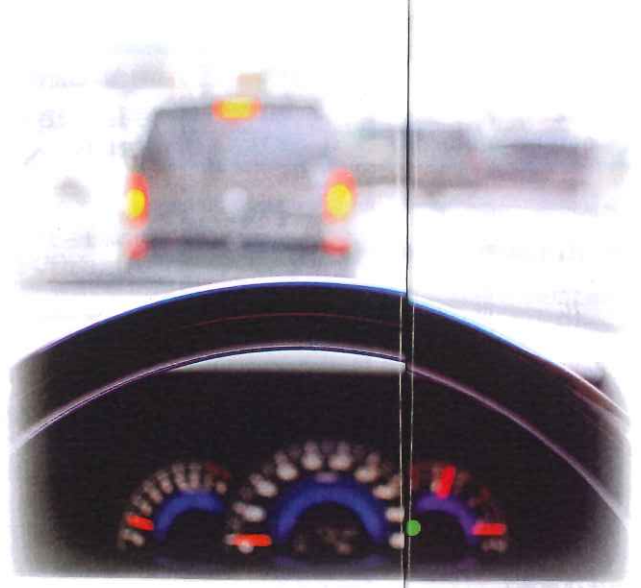
不倫と簡単に呼ぶようになつたからか、特に地方ではずいぶん多いと聞きますね。シヨックなことでしょう。

知人からご紹介を受けて、つつきり離婚のご相談かと思っていました。そうであれば、妻の不貞行為が原因なので離婚はできるが、子供は小さいので親権はやはり妻が取り、養育費を払うことになる。10年間で築いた財産があれば夫婦で折半、慰謝料は取れるが、妻の方から、不貞行為に至った理由として、夫の暴力やモラハラ(精神的虐待)などの主張立証があれば慰謝料は互いになしになるといった話をするつもりでした。実際、離婚事件の慰謝料はゼロのケースが大半です。

離婚しないとされるのは、子供のことや世間体もあるでしょうが、奥さまにきつとまだけられておられるのでしょうか。ただ奥さまはどうなのでしょう。相手への愛情がなければ2年も関係は続かないし、それをきつぱり清算して結婚生活をやり直すというのは、口で言うほど簡

単ではないと思います。いったん壊れた夫婦の信頼関係をどう築き直すのか、真剣に話し合わないといけないと思います。

ここで極めて法律的な話をしますが、慰謝料には2種類あります。個別の不法行為(不貞行為や暴力など)に対する慰謝料と、それによって離婚に至ったことへの慰謝料です。後者を離婚慰謝料といい、離婚の際に配偶者と不貞行為の相手方にそれぞれ離婚慰謝料を請求することはわりとあります。ただご要望は前者の慰謝料なわけで、妻と男性の共同不法行為なのに、相手にのみ請求というのは本来おかしいことです。もしそれが通



るのなら、相手の妻も同じように奥さまに慰謝料を請求できるので、家計としては互いにプラスマイナスゼロですよね。

どうでしょうか。謝罪ともう会わないことだけを求め、もし不履行の場合には200万円を支払ってもらうというのは、弁護士が入ると角が立つのでご本人同士でよいですが、事前に奥さまともよく話し合ってください。夫婦関係の立て直しが先決事項なので。相手はその妻に打ち明けるかどうかは相手に任せて、お気持ちは分かりませんが、くれぐれも立ち入らないようになさってください。